

山梨県公報

第十二号

令和元年

六月十七日

月 曜 日

目次

○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除……………	一〇三
○道路の区域変更……………	一〇三
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請(二件)……………	一〇三
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………	一〇四
○換地処分の実施……………	一〇五
○土地改良区役員の新任及び就任……………	一〇五
公安委員会	
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………	一〇七

告 示

山梨県告示第三十一号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成二十四年山梨県告示第四十三号により指定した区域の一部について、土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定を解除する区域 中央市一町畑字稲積八三八番一、同市一町畑字芝原八八二番一及び九六三番一の各一部
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 なし(土壌汚染対策法施行規則第七条第二項の規定による試料採取等を実施した結果、土壌汚染対策法

六条第一項第一号に該当しないと認められた。)

山梨県告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から令和元年七月八日まで一般の縦覧に供する。

令和元年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡早川町小縄字サカノ三四九番三地 先から 南巨摩郡早川町小縄字サカノ三四六番三地 先まで	二五・七 三二・一	一三・二 一四・九		八二・五

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和元年六月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
1 名称 特定非営利活動法人地域福祉サポート笛吹
2 代表者の氏名 野澤今朝幸
3 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市八代町岡二百八番地
4 定款に記載された目的 この法人は、老いや障害や生活不安などを抱える人々に

対し、介護サービス、障害福祉サービスを提供するとともに、制度外福祉サービスの研究・開発を進め、人間尊重、支えあいの地域福祉活動を地域住民、ボランティア及び関係機関と協働して展開し、こころ豊かに暮らせる地域福祉の充実に貢献することをもって、社会全体の利益の増進に寄与するとともに地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 令和元年六月十日から同年七月十日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 申請のあった年月日 令和元年六月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人フードバンク山梨
- 2 代表者の氏名 米山恵子
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市
- 4 定款に記載された目的 この法人は、市場に出すことができなくても、消費するには十分に安全な規格外食品を企業や農家等から提供してもらい、必要としている福祉施設や生活困窮者に届けるフードバンクシステムを構築するとともに、社会の食品ロスの削減に向けた意識の醸成を図る。さらに、生活困窮者への食糧支援を通して、だれもが食を分かちあい心豊かに暮らしていただける社会を創ることを目的とする。

三 縦覧期間 令和元年六月十日から同年七月十日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 住所

S M F Lみらいパートナーズ株式会社 東京都千代田区大手町一丁目五番一号
代表取締役 寺田達朗

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 (仮称) ビバモール甲斐甲府

(二) 所在地 山梨県甲斐市中下条字東河原二千番一外

山梨県甲府市荒川二丁目二番二外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名	住所
株式会社LIXILビバ	埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号
代表取締役 渡邊修	

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和二年二月六日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 一万二千九百三十八平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 九百九十九台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 二百十台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 四百十三平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (1) 位置 届出の図面のとおり
 (2) 容量 百七立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社LIXILビバ	午前六時十五分	午後九時四十五分
その他(未定)	午前九時	午後九時四十五分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場の区分	駐車場を利用することができる時間帯
A-1 駐車場	午前六時から午後十時まで
A-2 駐車場、A-3 駐車場及びA-4 駐車場	午前八時四十五分から午後十時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 六箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設の区分	荷さばきを行うことができる時間帯
C-1 荷さばき施設、C-2 荷さばき施設、C-3 荷さばき施設及びC-4 荷さばき施設	午前六時から午後十時まで
C-5 荷さばき施設	午前六時から午前八時四十五分まで

- 三 届出年月日 令和元年六月五日
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 五 縦覧期間 この公告の日から令和元年十月十七日まで

● 換地処分の実施

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業(白州地区大除竹宇第二工区)の換地処分を令和元年五月二十三日実施した。

令和元年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、猿橋土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和元年六月十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	小林肇	大月市猿橋町藤崎千四十八番地五	平成三十一年四月二十九日
副理事長	金井信	大月市猿橋町藤崎六百八番地	同
同	藤本豊	大月市猿橋町藤崎四百七十三番地二	同
理事	藤本誠	大月市猿橋町藤崎四百八十七番地	同
同	長坂孟	大月市猿橋町藤崎五百六十	同

同	藤本孝行	大月市猿橋町藤崎四百六十八番地	同
---	------	-----------------	---

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十七号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

令和元年六月十七日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

別表第一中

四六	富士吉田市松山一、〇二八番地 先（国道一三七号線と市道中央 通り線との交差点）	富士吉田警察 署前	五一・八・三〇
四六	富士吉田市松山五丁目一〇番八 号（国道一三七号と市道との十 字路交差点）	松山	令和元年六月一七日 告示第一七号
八七	富士吉田市松山五丁目一番三 号先（市道中央通り線と市道大 堀南線との十字路交差点）	富士吉田署北	平九・一二・一八 告示 第五九号
八七	富士吉田市松山五丁目一番三	松山北	令和元年六月一七日

号先（市道同士の十字路交差点）	告示第一七号
-----------------	--------

一六六 富士吉田市緑ヶ丘二丁目八番二 号先（市道新倉南線とおひめ坂 通りの十字路交差点）	下吉田第二小 学校西	平成二六年一〇月三〇 日 告示第一二〇号
---	---------------	----------------------------

一六六 富士吉田市旭一丁目五番一号先 （国道一三七号と市道との十字 路交差点）	富士吉田警察 署前	令和元年六月一七日 告示第一七号
--	--------------	---------------------

に改める。
別表第三の七〇二の項及び七〇三の項を次のように改める。

七〇二 県道南宮林 路 スア 線	南アルプス市安 南アルプス市神 地四（夜叉神 道）一六番南 アゲストから 倉一、六、八、 先（広河原分 ま（の間）（四 五〇〇メートル での間）	車線幅員 路幅員 ス、ハ、イ、 ク、シ、タ、 ヤ、ハ、イ、 許可除車 両除車	令和元年六月一 七年 二月一日 から 令和元年六月 一日 まで 五日 間 （各三日） （各三日）	南アルプス スル 南	令和元年六月一 七日 告示第一七号
七〇三 主要地 方道南 スア 線 公園	南巨摩郡早川 良田（開運道 地先）から南 ル（ト）ス市 一、六、八、 （の）間（一分 〇の）間（六 〇の）間（二 〇の）間（六 〇の）間（二	車線幅員 路幅員 ス、ハ、イ、 ク、シ、タ、 ヤ、ハ、イ、 許可除車 両除車	令和元年六月一 七年 二月一日 から 令和元年六月 一日 まで 五日 間 （各三日） （各三日）	南アルプス スル 南	令和元年六月一 七日 告示第一七号

別表第十の四八八の項を次のように改める。

四八八	市道	甲府市上石田四丁目二番一 号先	四	甲府	令和元年六月一 七日 告示第一七号
-----	----	--------------------	---	----	-------------------------

別表第十の一、四二一の項を次のように改める。

一、四二一	削除			鯉沢	令和元年六月一 七日 告示第一七号
-------	----	--	--	----	-------------------------

別表第十の一、四三五の項を次のように改める。

一、四三五	国道四 一一号	甲府市酒折二丁目四番二 号先	四	甲府	令和元年六月一 七日 告示第一七号
-------	------------	-------------------	---	----	-------------------------

別表第十の一、四九一の項を次のように改める。

一、四九一	市道	甲府市高畑二丁目一八番三 号先	四	甲府	令和元年六月一 七日 告示第一七号
-------	----	--------------------	---	----	-------------------------

別表第十の一、六〇〇の項を次のように改める。

一、六〇〇	市道	甲府市上石田四丁目一番一 号先	四	甲府	令和元年六月一 七日 告示第一七号
-------	----	--------------------	---	----	-------------------------

別表第十の一、七二一の項を次のように改める。

一、七二一	削除			鯉沢	令和元年六月一 七日 告示第一七号
-------	----	--	--	----	-------------------------

別表第十の一、七六五の項を次のように改める。

一、七六五	削除			上野 原	令和元年六月一 七日 告示第一七号
-------	----	--	--	---------	-------------------------

別表第十の三、一三三三の項を次のように改める。

三、一三三三	主要地 方道甲 ル南ア 線ブス	甲府市德行三丁目四番一 号先	四	甲府	令和元年六月一 七日 告示第一七号
--------	--------------------------	-------------------	---	----	-------------------------

別表第十の五、三六五の項を次のように改める。

五、三六五	主要地 方道甲 線府 葦崎	甲府市丸の内二丁目八番三 号先	二	甲府	令和元年六月一 七日 告示第一七号
-------	------------------------	--------------------	---	----	-------------------------

別表第十の五、五九二の項の次に次のように加える。

五、五九三	主要地 方道甲 線府 葦崎	甲府市丸の内二丁目八番一 〇号先	一	甲府	令和元年六月一 七日 告示第一七号
-------	------------------------	---------------------	---	----	-------------------------

別表第十四の一、七四九の項を次のように改める。

一、七 四九	町道	南巨摩郡富士川町長澤一八番 四先(長沢下 地四先)から南 交差点)から南 巨摩郡富士川町 長澤九番地の十 字(町道同士の 路交差点)ま での両側	一七〇	車両(原付・ けん引・ 除く。②③を 除く。)	四〇	鯉沢	令和元年 六月一七 日 告示第一 七号
-----------	----	--	-----	----------------------------------	----	----	---------------------------------

別表第十六の八、四四二の項を次のように改める。

八、四四二	削除			日下部	令和元年六月一 七日 告示第一七号
-------	----	--	--	-----	-------------------------

別表第十六の一、九九四の項の次に次のように加える。

一、九九五	市道	葦崎市小田町小田川六四〇番 地先(市道同士の十字路交差 点・西進車両)		葦崎	令和元年六月一 七日 告示第一七号
一、九九六	市道	葦崎市小田町小田川五九二番		葦崎	令和元年六月一 七日 告示第一七号

	地先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	七日 告示第一七号
--	----------------------	--------------

別表第十七の一、二〇二の項を次のように改める。

一、二〇二	主要地 方道富 士川南 アスル 町ス道 道線	南巨摩郡富士川 町大柵二四八 番地一先(大柵 交差点)から南 巨摩郡富士川町 長澤九番地先 (町道同士の十 字路交差点)ま での両側	七一〇	車両	終日	鰍沢	令和元年 六月一七 日 告示第一 七号
-------	---------------------------------------	--	-----	----	----	----	---------------------------------

別表第十九の一四七の項を次のように改める。

一四七	国道一 四一 号 主要地 方道富 士川南 アスル 町ス道 道線	富士市水神二丁目一番四号 先(一ツ谷交差点)から富士市 藤井町南下條三番地三先(県 道と市道との十字路交差点)ま での南側歩道(一、六〇〇メー トル)	富士	令和元年六月一七日 告示第一七号
-----	---	--	----	---------------------

別表第十九の二三三の項の次に次のように加える。

一二四	国道一 四一 号 主要地 方道富 士川南 アスル 町ス道 道線	富士市藤井町南下條六五三番地 一先(七里岩トンネル東交差 点)から富士市藤井町南下條九 二番地三先(県道と市道との十 字路交差点)までの北側歩道 (六六〇メートル)	富士	令和元年六月一七日 告示第一七号
-----	---	---	----	---------------------

別表第二十四の一四の項を次のように改める。

一四	削除	富士 吉田	令和元年六月一 七日 告示第一七号
----	----	----------	-------------------------

別表第二十四の二九の項の次に次のように加える。

三〇	市道	富士吉田市旭一丁目五番一 号先(富士吉田警察署前)	当該道路 上に標示 した位置	富士 吉田	令和元年六月一 七日 告示第一七号
----	----	------------------------------	----------------------	----------	-------------------------